



大地震時に脱落しない天井で
施設の機能維持を実現

建築設計基準に対応

緊結在来天井

※写真はイメージです。

「クリップの接合部の衝撃試験」で性能を確認したクリップを使用して、接合部を緊結させる天井工法です。

官庁施設の設計に用いられる建築設計基準（令和元年度改定版）に対応します。

▶ 主な用途

官庁施設の執務室、廊下、
特定室、機能停止が許されない室、など

>>> 建築設計基準で明確化された 天井の耐震補強方法に対応

建築設計基準（令和元年度改定版）では、天井の耐震性能水準に関して、該当する室、確保すべき性能、目標に対する部材の性能確認方法などが追加されました。

建築設計基準の概要※1

- ① 特定天井は、建築基準法令に定める方法による。
- ② 特定天井以外の在来工法による吊り天井のうち、「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第771号。以下「特定天井告示」という。）第2第一号及び第三号に該当し、かつ、高さ6m超の部分に設置する天井、並びに特定室等及び機能停止が許されない室のうち天井材の脱落により著しい影響が生じる室に設置する天井については、適切な方法により取り付けるとともに、特定天井告示第3第2項第二号に適合させるものとする。
- ③ ①、②以外の在来工法による吊り天井は、適切な方法により取り付けるものとする。
- ④ システム天井を採用する場合は、グリッドタイプとし、地震力に対して安全であることを確認する。

▶ 緊結在来天井は、上記②の天井に該当する天井工法です。

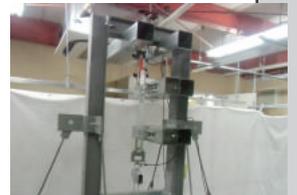
>>> 衝撃試験で性能を確認した クリップを使用

在来天井に関しては、主に下記の5つが改定されました。

- ① 天井は、大地震時に脱落しないようにする。
- ② 同一空間の天井は、できる限り同一の高さとし、複雑な形状とならないようにする。
- ③ 特定天井は、建築基準法令に定める方法で計画する。
- ④ 特定天井以外の在来工法吊り天井のうち、以下の項目に該当する天井については天井材を相互に緊結する。
 - ・人が日常立ち入る場所に設けられる天井
 - ・天井面構成部材等が $2\text{kg}/\text{m}^2$ を超える天井
 - ・天井高さが6m超の部分に設置する天井
 - ・特定室等及び機能停止が許されない室のうち天井材脱落により著しい影響が生じる室に設置する天井
- ⑤ クリップは衝撃試験で性能確認したものを使用する※2

▶ 緊結在来天井で使用する RP-S クリップおよび RP-W クリップは、この規定に対応した性能確認試験を実施済みです。

試験状況▶



※1 引用資料：建築設計基準の資料（令和元年改定版）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課の追加）の解説（平成28年7月版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）の「付録1クリップの接合部の衝撃試験」により確認

※2 引用文献：「新たな特定天井の技術基準（天井と周囲の壁等との間に隙間を設けない仕様）」

